

第三十八回 参議院建設委員会會議錄第十一号

(三三)

昭和三十六年三月九日(木曜日)

午前十時三十五分開会

委員の異動

三月八日委員岩沢忠義君辭任につき、その補欠として柴田榮君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 稲浦 鹿藏君
理事 田中 清一君
松野 孝一君
武藤 常介君
内村 清次君

委員

小澤久太郎君
小山邦太郎君
米田 正文君
木下 友敬君
田中 一君
武内 五郎君
藤田 進君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

建設省計画局長 關盛 吉雄君
建設省住宅局長 神田 治君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員

参考人

日本住宅 公団總裁 狹間 茂君
日本住宅 公団理事 渋谷 操一君

本日の會議に付した案件

○日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○防災建築街区造成法案(内閣送付、予備審査)

○公共施設の整備に關する市街地の改造に關する法律案(内閣提出)

○委員長(稲浦鹿藏君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

初めに、先刻の委員長及び理事打合の結果について御報告いたします。

まず、日本住宅公団法の一部を改正する法律案の取り扱いについてであります。理事會で付帯決議を付して審議を議了するという申し合わせをいたしました。

次に本日の日程であります。この公団法のほかに、防災建築街区造成法案の提案理由の説明を聴取いたしました。続いて市街地改造法案の改造計画について、これは懇談の形で説明を聴取いたしました。

その説明の範囲内で簡単に質疑を行ない、なお、市街地改造法案につきましては、来たる三月十四日の午後二時から都市計画該当地区について現地視察を行なうことにいたしました。この詳細につきましては、決定次第別紙をもって御案内申す。

申し上げます。

それから、次回の三月十四日は、道路整備緊急措置法案の一部改正案の逐条説明、住宅金融公庫法の一部改正案の質疑、十六日は市街地改造法案の質疑を行なうという予定にしております。

○内村清次君 大臣がまだ出席しておりませんが、大臣に実は質問したいと思っております。それまでに公団のほうに実は一つ質疑したいことがございまして、ただいま公団の建設計画の中に、大阪で計画中の千里山の団地というものがございまして、この団地の計画は、公団住宅の建設といたしましては最も最大のものであると私たちは聞いておるわけです。そこで、この団地が、うわさによりますと、一都市を形成するような大きな団地だと。だからその規模が一体どういうふうな団地計画であるか、また、どれくらい住宅に収容人員を持っておるものであるか、さらにまた、利便施設というものが市との間にどういうような連絡を持ち、またどんな施設を今後公団として考えておられるか、そういった点を公団のほうから具体的に御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(神田治君) 公団への御質問でございますけれども、住宅局のほうから御答弁する筋かと思ひますので、私お答え申し上げます。

ただいま御質疑のございました千里丘陵の宅地造成事業は、大阪府が現在やっております。

横は、四百万坪の宅地造成を計画しております。収容する人口は約十五万人に達するのではないかと。それで、現在大阪府のほうにおきまして企業局という機構をつくりましてそこで宅地造成の事業を進めておるわけでございまして、用地買収は現在の段階では、正確には私、最近の情報は知っておりませんが、約八割近く用地買収が済んでおるといふように考えております。それで、一団地の住宅経営という手続を何回かに分けて、都市計画法の手続をとって、宅地造成をしていくわけでござい

ます。四百万坪のそういう非常に大きな計画でございますので、その中には公団住宅も入ってくる場合もございまして、公営住宅も入って参りますし、また金融公庫法によりまして、その分譲住宅、また一般の住宅用地の需要者に対してこれを分譲する、そういうようなことを総合的に大阪府の方で進めておるわけでございまして、そのまた配分につきましては、一応の案は大阪府の方で持っておりますのでござい

ます。具体的な公営住宅を何戸というふうなことは、私、ただいま資料を持っておりませんので申し上げかねるわけでございしますが、もちろん大阪府の方から公団の方に、公団住宅の建設等につきましても打ち合わせをしておるはずだと思ひますのでござい

ます。以上簡単にございまして、お答えいたします。

○木下友敬君 日ごろ私そう考えているのですが、今も問題になりました、質問がありましたが、大阪で十五万人も収容できるような大きな団地ができる。非常にけっこうなことでありまして、ただ、私、東京の公営を見ておりますと、団地ができる、その周囲の地価が上がるということが、これが現実の問題である。この間まで安かったのが、あそこに団地ができてからにわか土地が上った。もし私どもが郊外で生活しようと思つても、団地のあつた方面に行けば、もう手に入らないということが実際にあるようです。あなた方はそれをどう考えておられるか。非常に便利な住宅を提供してもらうが、その近くの地価が上がつて、団地に入れない人たちはかえつて困つておるといふ、これが私は現実だと思ひます。そこで私は今の大きなものを作るから無理がいく。たとえば一万坪、これならばまあ割合に安く買えますけれども、これを三万坪、四万坪といふものを一所に買おうとするから多少無理なところがあるのではないかと。そうすれば、多少めんどくさくても、あまり大きな団地を一所に作るというのではない方法を考えるということも、また一つの考え方ではないかということも、私私考へますが、どうでしょうか。お尋ねをするわけです。

○政府委員(神田治君) この宅地を開発いたしますと、その造成された宅地のところが非常に開発されてくるわけでございまして、それに伴ひまして、周辺が多少地価が値上がりしてくると

機を据えて、そうして安い料金でそういうものを使用さすとか何とかいうところまで進んでもらうといひのではない。その団地の美観のことばかり問題にしないでいいじゃないかと、いう人もありましようけれども、やはりあまりやっておると、文明国という感じがなくなつてしまふ。せつかくの公団の企てがあまり楽しくないようになつては困りますから、この点は何とか御留意が願ひたい、こう思うのです。

○政府委員(神田治君) 十分今後努力して参りたいと思ひます。

○内村清次君 先ほどは公団総裁に御質問したのですけれども、住宅局長が説明された。それはそれでよろしいとしましても、私が聞こうとするところは、先ほど住宅局長の説明にもありましたように、大阪府が事業主体となつて十五万人というふうな、これはもう確かに一都市形態です。市というには、りっぱな市が形成せられておる。その中に公団住宅あるいは金融公庫住宅とか、いろいろ事業主体が中の一部を建設しておるといふようなことで、その建設にあたりまして公団住宅としては一体どれぐらい参与されておるか。それが第一点。

それから第二点としては、団地形成に対するところの利便施設ですね、そういうようなことはどういふふうになつておるか。市との関係ですね。それからこれはひつきやうするに、府との関係もなつて参りましようが、あるいはまた第二会社の問題もここにあり得るけれども、どういふような形でその利便施設というものが居住者の問題と密接な関係を持つてくるかどうか

か、この点を聞きたかつたわけです。○参考人(狭間茂君) 住宅局長からお答えございましたが、補足的に、公団の関係において内村委員のお尋ねにお答えいたします。

先ほど申し上げます通り、千里山の宅地開発計画は大阪府の事業になつておりますが、公団といたしまして、大阪府との話し合ひで公団がその一部に参与するという程度は、四百万坪のうち、約五十万坪を公団が譲渡を受けまして、ここに団地経営をいたしたいと思つております。現在のところ買収計画が進行中でございますが、多少難渋しておる地域もございます。現状におきまして公団の団地計画として取得しようとしております府との話し合ひの土地の五十万坪のうち、五分の二余りは決定いたしておりますが、まだ他の地域についての買収交渉が進行中でございます。これを先に公団のみでやるということになりまして、全体の買収計画の進行にいかかと思ひますので、府の方におまかせして進行中でございます。従ひましてこの五十万坪の土地を一団地の経営として、どの程度の住宅を建設し、どういふふうにするかという具体案はまだ立てる段階になつておりませんので、その進行に従ひまして、具体的計画を進めて参りたいと思つております。作業の程度はそういうわけでございます。

なお、居住者に対する利便施設等につきましては、それに従ひまして計画を立てて進めて参りたいと思つております。さう御承知おきを願ひたいと思ひます。

先刻お尋ねがございました団地の経営につきまして、国有地の払い下げを

受けたいいのではないかと御質問がございました。これは極力大蔵省等にもお願いをいたして参りまして、先刻お話がございました赤羽に七万坪ぐらゐの国有地の払い下げを受けまして、大阪地区におきましては浜甲子園と申しますやうにこれは国有地でございますが、十万余坪を払い下げを受けておりました。これは来年度においていずれも住宅の建設を進めて参りたいと思ひます。浜甲子園の方も約三千五、六百戸の住宅を建設する地域がございます。赤羽団地におきましても三千七、八百戸の住宅を建設されるというので、現在東京周辺におきましては国有地がもう非常に少なくなりましたので、払い下げをまけるべき、出資を受けるべき、場所が非常に少なくなつておるやうな状況でありまして、やむを得ず一般の土地を買収する方のパーセンテージが多くなつておるといふ状況でございます。

○内村清次君 ただいま聞きますと、公団住宅としては五十万坪の譲渡を受けてそれに建設をするのだ、その他の利便施設については市その他と話し合ひをして、そうしてその建設をしていく、こういうやうなお話ですが、私はその点を聞きたいのです。従来の方針といたしまして、公団住宅として参りやうとした都市が今後はやつぱり広域都市としてのいろいろな建設の計画もありましようし、また人里離れたところにも公団の住宅が激増していくといふ場合に、一体市の形態になるやうな人口構成を持つておるやうな団地が、どういふやうな関連を持つてどういふ施設をやつていくのか、従来学校の問題もありましようし、それから病院の

問題もございましよう、郵便局その他今までやりました一般居住者のための公的あるいはまた私的な問題につきましても、いろいろな施設関係があると思ひますから、これをどうやうな方針でいかれるかという方針を実は聞きたいのです、あなたの方針を。

○参考人(狭間茂君) 具体的なお話は、千里山の宅地造成の地域でございますが、これは大阪府が経営の主体となりまして、その一部分を私の方の公団で譲渡を受けて住宅を建設するというわけでございますから、結局主体としては大阪府が全般の計画をいたしますので、それと相マツチして、公団においても各種の利便施設を進めて参りたいと思つております。

そのほか一般的問題といたしましては、私は団地はあまり遠くない所に、できるだけ交通の便利であつて、各居住者の勤務地に近いところを選択いたしたいと思つて、極力それに力を注いでおるわけでございます。

それから大団地になりますと、結局これは都市の地域内にもございますが、あるいは町村の地域内にもございになります。そこで地元の公共団体と公団との経営の関係でございますが、いずれにいたしましても、その地元の市町村の財政力ということも考慮に入れないければならぬわけでございますが、都市計画に基づきます道路施設とかあるいは学校の施設というやうなものは、これはその地元公共団体で経営、維持管理をいたしてまいります。そのほか、公共団体自体でやりませんもの、またやりがたいものというやうなものにつきましては、公団の資金計画においてでき得る限りのことはいたしてお

ります。たとえば大きい団地になりますれば郵便局であるとか、あるいは巡査の派出所であるとか、町村役場の出張所であるとか、診療所とかいふやうなものも設置しておりますが、なお公団自体として行なう資金計画その他の点から申しましてできがたいものを、今回御審議をお願いいたしておりますこのサビス会社というものによつて維持経営するといふ、こういう三つの主体によつて、でき得る限りの利便施設を設備する、こういうことにいたしております。

○内村清次君 で、私はこういうふうな呑み込みをしてよろしうございませうかね。この団地計画というものは、大阪府が事業主体であるから、今後五十万坪の譲渡団地に対しては、あなたの方では居住者のすなわち家を建てるだけだ、これが主体であつて、あとの施設関係は府の方で計画をし、これにのつて今後連絡をとつて、建設する分があれば建設をしていくというやうな方針だといふやうなことでよろしうございませうか。

○参考人(狭間茂君) 内村委員のお述べになりましたように、私は考えております。つまり府として全体の計画をいたしますが、その中で公団としてやるべきことが適當であるものは、その計画の中に入つて参ります。またこの五十万坪の団地の中におきましては、いろいろな施設につきましては、公団自体として施設すべきいろいろのものがございまして、これはもちろんでき得る限りの利便施設をそこに設置いたしたいと思つております。これも府の計画とよく協調をとり話し合ひをいたしまして、公団自体が経営すべきもの

はでき得る限りの設備をすることに進めて参りたいと思います。

○内村清次君 建設大臣にちよつとお尋ねいたしますが、これは当然事業認定につきましても、建設大臣の方に大阪府の方からくるだろうと思うのですが、これについてはあなたの監督機関であります公団も金融公庫住宅も、やはりその団地の中を都市計画としてその一部を受け持って住宅を建設していくという御計画のようでございますが、そういった住宅建設に対しては公共的ないわゆる住居者の利便関係についてのいろいろの施設については、これは一つどういふふうな考え方であるのか、建設するのだ、それには一つの広域都市的な考え方であるのか、あるいは御構想のもとにこの団地を今後開発していけるかどうか。この点について御説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(中村梅吉君) 実はこれは非常に相当地に広い地域でございますので、目下のお話し合いとしましては、四区画にその区画を分けまして、そうしてその区画ごとに適正な都市建設、住宅地建設をやるように考えておるわけでございますが、この点につきましましては、建設省の計画局が十分目を通して、学校の敷地でありまして、小公園でありまして、近代的な市民生活をいたしますのに所要のスペースを取らせるように、十分目を通して監督しながら進めていくようにいたしたいと思っております。

移つて参りますと、今日までの委員会、多くの委員の方々から公団の総裁及び理事に、法改正の三十二条の条項につきましても内容を聞いたわけですが、今回も投資の項を一項置いて、今後投資を公団自体がやっていく、その投資の対象になる機関は、営利的な性格を持った株式会社組織の会社に住居者の利便施設をまかせるのだというお話であつたわけですが、そこで、私たちは公団法の設置以来今日まで六年になりますが、その間にまだ公団としては十分なすべきところの任務がある。この点は十分将来に向かって期待をかけておるのです。というのは、公団法の第一条及び第二条に設置せられた公的な関係からいたしましての住宅施設をもつて、住宅困窮者に対して施設を与えていくという大きな本来の目的がある。ところがこの法律の施行規則の中に、住居者から三カ月の敷金を取る、これは十一條の規定によつて敷金を取る、その敷金はさらに公団の運用によつて利子がついておる、その利子を投資の対象に充てるのだ、こういった御説明です。そこで資料を見てみますと、その利子の増大というものは、これは逐年増大しておる。というのは、これはその通りであつて、常識的に考えましても、公団住宅を建てれば住居者から三カ月の敷金を取っていく、その敷金の増大が、大体四億くらい増加率がなされておるわけですね。それに見合つてやっぱり利子の増大というものがなされておる。現在の資料によりますと、三十六年では利子だけでも八千六百五十三万だけの利子の運用があるのだ。もちろんこの中の一部から第二

会社に投資をするのだ、こういうふうな御計画のようです。だからして、私たちはその原資が利子である以上、住居者すなわちその公団の規定によつて出した敷金の利子である以上は、これは営利目的にすべきではない。やはりその施設は当然これは住居者の施設として作つて公団がやらなくてはならないが、本来ならば、これは公団自体の付帯事業としてやるべきが至当ではないか、という議論、また希望意見を私たちはつけているわけです。大臣は今回は監督権も、それからいろいろな投資の目的についても、あるいはまたその後の決算の問題についても、十分監督をするということがこの法案の中にも明記されてある。だからしてすべしこれは監督大臣であるところの建設大臣の、今後の公団の施行するところの利便施設に対しては、これは重大な責任があるのです。本来なら私が先ほど申したような、付帯事業となすべきであるというふうな本委員会から、そういった方向に指導していくべきだと私たちは思つておるのです。大臣は一体どういふふうな御考えをもつておられるか。この点をまず第一点として伺いをいたしておきたいと思ひます。

○國務大臣(中村梅吉君) いろいろ御注意の点がございまして、このサービスを目的とした会社が営利に流れないよう、十分配慮しなければならぬことは私も全く同感でございます。ただ問題は、すでに御審議をいたしてきました御承知の通り、公団の居住者の全部がもう当然に使うというふうなものではない、一部分の方が使うのだけども、どうしてもなければならぬという施設、そして公共施設等ではやつていただけないようなもの、そういうものを施設いたしますのは、なるほど公団の付帯事業の方がつきり形はしそつてはありますけれども、公団の付帯事業ということになりますと、他の全部の居住者の恩恵に浴する経費とそれからしからざるという経費とが混同するきらいもございまして、むしろ画然として、それはあくまで公団は住宅の建設及び管理ということを中心目的として、本来の使命達成に邁進をして、そうしたような事業をこの会社にやらせた方がいいというふうなことが一つの要点でございます。もう一つは公団の事業といたしましては、公団の性格目的等から見まして、若干の終末処理のようなことや何かで機動性を持たないとか、人夫の使用その他に困難をするような問題等もあるわけでございますので、こういうふうなこともこのサービスの会社にやらせた方が、結果的に居住者のために裨益するところが大きいのではないかというふうな点等がございまして、かような措置を考慮し、御審議を願つておる次第でございますが、もちろんこれは営利的に流れてはならないことでございまして、その点につきましては当初の認可をするにあたりまして、あるいはその後の監督におきまして、できるだけ所要の条件等を付しまして遺憾のないように私どもとしてはやつて参りたいと、かように考えておる次第でございます。

○内村清次君 そこでまた大臣は、付帯事業としてはどうしてもやつていけないんだというふうな明確な理由としては、ただまあ利便をする施設として、また、運営にあつては営利目的は考えないんだとか、あるいはまた能率的に上げるんだというふうな含みがあるようでございましてけれども、私たちはせめてその法人格としても、公益法人的な機関を通していくというふうなことはできないかと、こう考えておるんですが、この点はどうお考えですか。

○國務大臣(中村梅吉君) 営利的性格に流れないようにするためには、株式会社として公団の所有しておる株式が大部分を占めて、やはり公団の意見というものが十分に織り込まれる姿であることが必要でございます。この方向は堅持して参りたいと思ひますが、一面におきまして、公団はたとえこれが利子収入が原資になるにいたしまして、も、できればこれもできるだけ、本来の使命である住宅の建設管理等にできるだけ多くを使用した方がよろしいのでありますから、今の基本的な考え方は、はつきり限度において、民間の出資を求めるとかあるいは借入金を持つとかというふうな方法によりまして、このサービスの会社の方も運営をするようにすれば、公団の貴重な原資というものをさく分量をできるだけ縮めていくことができると。そして、他の力も公団の本来の使命である住宅建設に邁進をするようにさせた方がいいんじゃないかと、こういう意味から考えましても、株式会社組織によりまして、他の出資及び融資等を受けて、それを十分活用して居住者の利便に供するような道を講じた方がいい、というふうな角度から、株式会社の組織を考えま

たいと、かように考えております
○田上松衛君 関連して。内村さ

質疑に對しまして、大臣の御返事では、私が受け取った感じがいたしますと、大臣は居住者の全部が希望するものと一部の者のみが希望するものとの混同してしまつては、居住者の負担に、言葉を変えて言うならば不平等の平等過重というようなものが心配される、だからこの際画然とそれを区分して、公団以外の事業体すなわち株式会社にやらせることがむしろいいと思う。そうして公団は本来の使命だけに専念していただきたいんだ、こういう場合に受け取ったわけなんです。私はその点については大きな疑問を持つわけです。一体、公団の付帯事業とするならば、居住者全体の負担が過重になり、株式会社によらするならばその弊害が取れるという根拠をどこに求めら

れるかということなんです。もし他の事業体にやらせるといことが、たとえば東京にあつては東京都と称するところの当然やらなければならぬ公共団体が、サービスの面について当然の責任としてやるというならそれは話ばわかるわけです。それでなしに逆に、なんののかのと言ったところで利益がなければ立つていかない会社なはずなんです、その会社にやらするならば、はつきりそこに一部の希望する者のみが負担するようになって、全体の負担にならんなんといううなそういう理屈はどう考えてみても納得できないののですが、この点もう少し明確にしていただきたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は、例をあげますと、こういうことになるかと思ふのであります。託児所の必要とい

○田上松衛君　ますます疑義を深くしてしまふわけなんです。今の御答弁では。今例として示された託児所の問題、むしろ私どもの考えからいいまするならば、一応居住者の全部でないといひましたしても、一部の者あるいは將來はこれは大部分になつてしまふでしょう。年数をかけていくならばむしろ全部の切望だという性質のものだと考へるわけですが、こういうようなものについて、とりあえず公団はたとえ前に説明されておところの市役所の出張所であるとか、郵便局であるとか学校であるとか診療所であるとか、そういうようなものもこれは建てられるわけですけれども、これは何年かの後にこれをそれぞれの適当な機関に譲渡していくということができるわけなんです。それと同じように、託児所もまたそうした専門的な、利益の問題じゃなくしてほんとうに託児所というものに対しての知識を持ち、熱情を持ち、理解を持つておる団体はたくさんあるはずですから、建てていって、それらにさつき申し上げたような諸施設と同じような形をとつて払い下げるということも可能ではないのか。わざわざここに公団が投資をしていく、言いかえるならば国が出してやつて営利会社を作らして、頭からそれにさしていくところ、まだ未知数のものですからどういう工合にそれらができていくかということは、そんな危険なことよりも、むしろ公団は本来の使命だけをさせようとするならば、それでもその面についてはいいのですけれども、一定の、ある程度の期間を置いてならば、そうした安心できる方面にやつていくならば、このような代理会

4

直したいとか、随時の希望等が出て参るわけですが、まあこれらにつきましても、公団の組織でありますと、組織が大きいということ、本来の使命が住宅の建設にありますので、個人のそういう具体的な好みに応じたやり方というものに、一々大工さんを出しお世話をすることにならず、その方に相当精力が取られまして、本来の使命の達成の方がそれだけ侵されがちでございますから、むしろこういうサービス会社がありまして、団地々々に出張所等あるいは連絡の機関を持ちまして、できるだけかゆいところに手が届くように注文に応じ、お世話をするという方が、居住者の実際の日常生活から見て非常に便利であり、また幸せを作っているというふうに考へておるようなわけでございませう。

○田上松衛君 まあこの論争は一日経てもあれですからしょうがないと思ふのですよ、考へ方のおのずから違つてしまっているのだから。

そこで、最後に一言お聞きしておきたいのですが、公団が代理会社に投資する場合に、主務大臣として十分監督するために、建設大臣の認可を受けさせる、ということになっていると思うのですが、この中に含まれておる十分な監督も、度合いといひますか、どこまでやるものですか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) これはいづれも認可の際に大体想定されます事項を十分考へたしまして、一々はしの上げおろしにまで監督をするというわけには参りませんが、基本になるような問題をできるだけ考へたしまして、

て、認可の際に条件を付する等の措置を講じたいと思ふのであります。同時に公団の首脳部にいたしまして、公的機関でございますから、この認可に際して付しました諸事項については、私は十分厳守について細心の注意を払い、その会社がたといできまして、会社の監督上遺憾のないように必ず運営ができる、こう思つておるわけでございませう。

○田上松衛君 認可してしまつたあとは、あとのいわゆる指導であり、その他のいろいろな監督、警告、そういうようなものはあつてもうあとは公団だということではなしに、あくまで細部の運営等に対しても、やっぱり建設大臣がこれを監督する権利があるものだと考へてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(中村梅吉君) これは建設大臣が公団の監督権を持つておりますから、この面を通しましてもある程度は中心になる、基本になるようなことについては具体的にも指示し、また監督上指導していくこともできると私は思つております。またそうなければならぬと思つております。

○田中一君 大臣は予算委員会に行くそうですから……終始代理会社的なサービス機関にどうも論議がいちやうたんでありますが、せんだつて、大臣おられたかおられなかつたかちよつと記憶がありませんけれども、もうこの辺で住宅公団というものは国民の要望にこたへる変貌があつていいんじゃないかという気がするので、それは住宅公団の建設される地区というものは団地計画、たとえば今度の問題、法律改正の第一にあげられておるとこの既成市街地における宅地の開発と

いう面は、おそらく總裁以下の役員もようやくこれを明文化しようということは、その氣になつたことだと思ふのです。何といつても大団地というもの、未開発の地方へ持つていくことによつて受けるところのその地方公共団体の感じとしての希望、むしろこれがあつたから言うのですが、実態としては、公共施設というものを迎える地方の、その地方財政に受け入れる力がなかつたというものが多いわけなんです、それが一つ。

それから建設大臣としては、いろいろこの国会に住宅局、あるいは計画局等から、既成市街地における宅地用地の再開発的な法案が準備されておる。従つて施行規則にもあるような団地といふものの計画だけであつてはならなかつたと思ふのです。たとえば公団の役員に聞いてみると、市街地においては四百坪以上ぐらいの土地といふことを言つておられますが、経済効果の多いところは四百坪なんてとまつてあるといふことはあり得ないことなんです。あり得ないから今度は街路の造成法案を準備している。それからまた市街地改造法案も準備している。十坪、十五坪という土地の所有者、ほんとうにそれらに利益が与えられるような形の開発が望ましいのです。でありますから、第一の問題は、明文化されようとしておる今日、管理ができないとか、家賃を取りにくいのは骨が折れるといふようなことを言わないで——そんなことはあたりまえのことなんです。真剣に、單なる居住者の面のみならず、都市美の面からも、防災都市建設の面からも、今までの団地計画だけに重点を置くという考へ方は変えなければ

ならない。この一月早々からの寒さによる国鉄のあの騒ぎをこらんなさい。団地の責任です。そういう面も相當幅のある事業面の開発ということをしていただきたいと思ふのです。口ではやるといつておられても、現在三十六年度はまだ三千六百戸をそれに當てはめようといふのです。私は私の質問に對して公団から答弁を聞かなかつたのです。聞いたところで建設大臣がその方向を示さなければできやしません。私はこの際、ことに建設大臣は東京の出身であり、また板橋その他の未開発の土地等の事情も知つておる方です。国全体の公団なんです。団地だけの公団じゃないんです。通勤でも地方自治団体の負担の問題、当然新しい市街地が現出すれば、地方自治団体がこれに對するあらゆる公共施設を住民のためにするのあたりまえなんです。その力がなかつたといふところに押し込むといふことになりませう。これをなるべく避けることです。この点今後の運用について建設大臣はどういう指示をしようとしておるのか、それを私は伺つておきたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘の方向は全く私同感であります。太いに既成市街地内に公団のげたばき住宅等活発にやつてももらいたいと思つておるのです。ことに最近の交通事情等を考へますと、遠隔の地に団地を作るといふことを今までの事業の中心として参つておりましたのを、今御指摘のような方向にカーブをかねて努力をする必要を十分痛感いたしておりますので、今後住宅公団の監督上そのような措置を十分とつていきたいと思ふのです。ただ団地の問題も、これは地域開

発、あるいは関東地方で申しますると、首都圏の整備をいたしますものに、衛星都市を建設する、こういうことにつきましては、住宅公団の力に待つ点が非常に多いわけでございますから、これも無視するわけにはいきませんけれども、十分その点あはれようしきを得てやつていくように、今後十分注意していきたいと思ひます。

○田中一君 法文では地方自治団体と相談してきめることになつてゐる。しかしかりに中央線を考へまして、国鉄と相談してゐるのですか、してないでしよう。もしそういう考へならば、国鉄なりあるいは東京都なり、東京都の單なる未開発地開発なりということじゃなく、交通状態なりに對して実情といふものをほんとうに握つて、ここに二万人の人口を眠らせる寝室を持つていつていいかどうかといふことを考へなければいかぬですね。学校の施設にしても、また地方の財政事情にしても考へずにはやつておる。ただ地方自治団体がそれを納得して呼べばいいんだ、ことに未開発地の開発といふことは、産業がそこにあるということなんです。通勤といふことだけでは、ベッドタウンではだめなんです。だからそういう意図があるならば、そういう点で国鉄、交通機関も調べて協議をするとか何とか——中央線をどうん延ばしていけば、国鉄は追いつけません。ラッシュアワーには二分おきとか三分おきに、八両、十兩の通勤電車を走らせているという現状から見れば、電車がつかぬがばかりです。それを一定の時間にやるとするならば、従つてもう国鉄利用の中央線の団地計画といふものは、どうにもならない状

態になったということは、これはもう建設大臣御存じだと思ふのです。ラッシュアワーに二分か三分だそう。列車を並べるだけのことで、さういふことも十分考慮しなさいかぬといふことを言っているのです。今まで考慮しておらぬじゃないですか。どの土地に向かつて同じことが言えます。公団の意思一つでやればなるほど松戸なら松戸という町は公団を呼んで大きな団地を作る、いいから知らぬ。松戸と東京の間に住んでおるところの居住者という者は、電車にも乗れないのです。これはあなたも乗ったことないからそんなことおっしゃる。松戸のために途中の駅では通勤者乗れないのです。じゃ国鉄はどういう対策を持っている、持っておらぬ、持っていないのです。これは二分おきとか三分おきにしている電車を、それ以上そこに走らせることはできやしません。そういうような全体の計画の視野の面から団地の建設をしなければならぬといっているのです。ただ団地の今日の計画はいいといつても、そのよ

と、これは容易ならぬ問題なんです。大臣は、どういふ方針でいくか、その点をもう一べん明確に伺っておきたいのです。さういふ点を考慮しているかないか。私はしておらぬと思うんです。そのために途中の通勤者、労働者は、電車に乗れないのです。これは、一つの電車のラッシュアワーの例をいっておるのですが、まだまだ、たくさんございませう。それらの考慮を払わなければならぬと思うんですが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣(中村梅吉君) 従来、さういった交通機関の国鉄等を初め、さういふ機関との連携があるいは十分でなかったかとも思います。あるいは見込み違い等もありましようしいたします。が今後、さういふ点につきましては非常に現在の交通情勢、事情等から考えまして、重要な点でございませうから、十分注意をいたしまして連絡をとりつつ進めるようにいたしたいと思ひます。

○田中一君 もう一つ。そこで今度は、東京都が建設する地下鉄が阿佐ヶ谷か荻窪か、あの辺までいくそうです。現在途中までいっているけれども、国鉄の方が料金が安いから地下鉄に乗りません。そこで、通勤者の交通費の対策も考へておられますか。これはむろん建設大臣が考へるべきものじゃございませう。しかしながら公団自身が考へなければならぬのです。さういふ点を、地下鉄ができて、国鉄の方が安いけれども、満員だから地下鉄に乗って来るだろうという考へ方はよい政治じゃないんです。その原因はだれが作るか。公団がどんだけ安いところというか、仕事のしやすいところへ、都民

の生活といふものを考慮されないでやる結果なんです。さういふ点は實際、くどくど申しませんけれども、第一の問題点として既に成市街地において、建設するんだというものがきつた以上は、団地計画といふものに対する感覚、認識を改めていただきたいのです。あなたが今、それが必要だとおっしゃるけれども、かし、そこに職場が近まにあるところ——未開発地の開発なんです。ベッド・タウンとして寝に行くといふことだけでは、人間の労働力といふものが低下するばかりなんです。八時間労働のために三時間も往復使ふなんといふことは、よい政治じゃないのです。歩いて二十分、三十分くらいで通えるところにいくのが一番いいのです。さういふ方法をとらないで、このような仕事しやすいからという考へ方でもって、——今まではよかった。これからはいけません。これを一つ十分考慮していただきたい。

同時に、公団もそのような心がまえを持つたために、今度の法の改正が出たと思ひますが、単に東京ばかりじゃございませう。この点を十分願ひいたします。大臣には、これだけ

員共済会といふものを認めました。従つて、これと今回作ろうといふサービス会社との事業範囲といふものを明らかにしてほしい。また建設省は、どういふ内容のものを、今度共済会に認めようとするか。さういふ点を明らかにしていただきたいのです。さういふことは私は、はなはだ不満なので、現に建設大臣は二月に、国鉄におけるところの弘済会的な共済法人といふものを認めていながら、何ら触れない。私はさういふ形でもって公団といふ歴史の浅いものが、職員のために共済会的なものを作るのに、決して反対するものじゃございませう。しかしここに、さういふサービス機関といふものを、もし作るならば、国鉄だつて、弘済会がいろいろ事業をやつております。これでもできるんじゃないかといふ考へを持つわけですよ。で、許可した基準どういふ事業内容で許可したか、それから今度作る機関と共済会とは事業範囲において競合するものはないかといふ点を伺つておきます。これが第一です。

第二の問題は、現在五百戸以上の団地には、管理事務所がある。この管理事務所といふものは、今度の団体に、権限を委譲しようとするものかしないものか。むろんこれは公団法に、建設と管理という面がございませうから、当然これは、公団がしなければならぬ部分です。団地の管理はですね。しかしながらそこに生まれる次の問題は、居住者が負担しなければならぬやうな問題、ガラスを割つた。ガラスを割つたが、ガラス屋がそこら辺になければ、自転車に乗つて二十分も三十分も行つて、ガラス一枚買つてきて入れ

なければならぬ。ガラス屋は来てくれない。さういふ場合は、管理事務所に依存して、所長さん何とか頼みますというこで、自己負担の仕事をやつておる。さういふ点は、一体どうなるのか。それで、さういふ点のサービス——居住者の負担といふものは、管理事務所は関係ないはず。それをサービスするといふ業務を行なつておる管理事務所の職員は、これは一体どうするか。その会社に委任するかどうか。それから、現在やつておる団地保全のためのサービス・ステーションといふものがございませう。このサービス・ステーションの事業といふものは、今度の改正法でやるのかやらないのか。それから第四の問題は、水道は、御承知のように団地が管理してあります。水道管理の問題は、それらに委任するのじゃないのか、まずこれだけ伺つておきます。

さうして現在の管理事務所の職員といふものは、二十四時間勤務です。公団はこれに対しては、なるべく自分の居住地は、その団地に持つようにと、うちを持つようといふことを勧めております。そのために二十四時間勤務をしなければならぬ。若い奥さんと旦那さんが、晩おそくまで帰つてこない。十二時に帰つて、かぎをあずけてある。所長さんかぎ貸して下さい、借りる。だから来たからこうして下さいと頼む。こんなものは管理事務所の役目じゃない。管理事務所は、少なくとも建設された住宅団地等を管理するんであつて、個人々々の居住者の私用を弁ずる必要はないわけですよ。しかし、これはやはり人間でございませう。それくらい信頼されれば、

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかに御質疑はございませうか。

○田中一君 公団にあります。大臣は、けっこうです。

ちよつと質問が残つておるんだよ、君。新しい問題として私の伺ひたいのは——ちよつと簡単に言うからね。第一に、つい二月に建設大臣は、公団の職

七

奥さんでも所長さんでも、二十四時間勤務しなければならぬんです。これに対して公団は、何か手当を出しているのかどうか、そういうところ、人間の感情に訴えるような、一面美風ではあるけれども、これは労働強化にはなりません。こういう問題に対して、どう対処しようとおるか、これらの職員は、二十四時間勤務になっておるのか、あるいは八時間勤務になっておるのか。そうして夜分等に、公団の本来の管理の仕事勤務時間以外に持ち込まれた場合に、やれというのを命令しているのか、やらないでいいと命令しておるか、それらのたくさん問題がございます。

そういう点を一つ一つ解明して下さい。まず第一には、公団の職員の共済組合。

○参考人(渡江操一君) やや、事務のこまかい問題点等がございますから、私から申し上げさせていただきます。

共済会の設立の認可をいただきましたことは、お話の通りでございます。共済会の目的は、職員の福利厚生を中心とする一つの財団法人として発足いたしましたものであります。第二会社との競合の問題は、現在では考えられないと思ひますが、田中委員の御指摘になつてゐる点は、たとえば共済会の公団職員の老後の生活等のために、ある程度職員の福利厚生の施設として店舗経営等が行なわれる場合があることを想定されてお話になつてゐると思ひます。私も、その程度の範囲におけるいわゆる福利厚生といわれる程度における店舗経営、これは共済会の仕事の一部としてやらせることを考えておりますが、現在第二会社が想定し

てゐるような仕事に、手を伸ばすというふうな事態は考えておらない。いわゆるたばこの売店あるいは郵便切手の売りさばき、こういったような程度のこと、公団内に行なわれるということに、やや共済会の役割を求めていくという程度のこと、これはあり得てもいいのではないかと考えております。

次に、管理業務の権限をこの会社に移譲する案があるか。これは、現在出しておりますような仕事以外に、管理業務の委託のことは現在のところ考えておらない。お話のように現在の管理主任、現地におります管理主任の労働時間が、公団の予定しております管理業務、本来固有の業務以外のことで、かなり拘束を受けるという実情は、これはございます。これは事実でございます。まして、むしろ私どもの就業方法、就業の指導と方法としては、これについては、一定の勤務時間を想定いたしまして、その範囲内において仕事をします。それ以上のことは、これはいわゆる公団の本来の管理業務の範囲外というところで処理して参りたいと思つております。もつとも現地勤務でございますから、それは本所ないしは支所におけるデスクの業務と、やや違つております。そういう意味における拘束時間と申しますか、あるいは拘束時間のほかに超動を必要とする時間につきましては、これは管理業務の実態からしまして、やや特殊な考慮を払つてやる必要がある。従ひまして、その勤務時間を、内勤の場合とは違ひまして、伸ばす。同時にそれに必要な超動手当を出す。従つて超動手当に必要な就業拘束時間以外の勤務は、これは必要としない。

こういうのはつきりしたもので、これは就業指導をすべきだという考え方に立っております。

それから最後にもう一つ。サビ・ス・ステーションと第二会社との関係でございますが、サビ・ス・ステーションの現在の役割は、これもやや管理業務と似た点がございまして、すなわち私どものアパートの修理、保全、補修を主体として考えておりますが、居住者の委託に依りまして、居住者の求められる修理に応じておる場合がございます。これは、それに相当する受託料金を受けてまして補修に当たっておりますけれども、現在のサビ・ス・ステーションの能力から申しまして、これは先ほど来お話が出ておりますように、本来の公団の業務、すなわち本来の公団が、アパートの直営の修理工的な内容、こういったようなものに専念する必要がありますかと思ひます。そういう点が、十分行き届いておりませんので、むしろ現在のサビ・ス・ステーションは、そういう方向に行くべきだ。お話のように入居者の利便に應じたいいろいろな受託に關しましてやるよ

うな受託業務の問題は、むしろサビ・ス・ステーションの業務から、はずすという考え方が必要ではないかというふうに判断をいたしております。最後に、水道管理事務の問題でございますが、これは私どものたゞいまの考えでは、水道管理そのものには、非常に公団の生活上しかも全入居者に利害關係のある重要な水道の供給業務、給水業務でございますから、これに關しましては、公団本来の仕事は、今後やるべき筋じゃないかと、こういうふうに判断をいたしております。

○田中一君 先ほど内村委員の質問に答えて、建設大臣は、第二会社のサビ・ス・ステーションに職員を送らないと言つておりましたが、そこで、今まで足りなかつたサビ・ス・ステーションという場合に、現在公団に在る中級、下級といひますか、上級以外の、重役以外の職員を配置転換させる考えがあるかないか伺つておきます。

○参考人(坂間茂君) 第二会社の人的構成の問題につきましては、ただいま御審議をいただいております最中でございますので、あまり先に、具体的ことを考えることは先走り過ぎておると思ひますが、私の心持をいたしましては、第二会社の組織は、当初のスタートは非常に小さいものでございまして、もちろん資本金、借入金等もわずかなものであります。大部分は、その施設経営の方に持つていかなければならぬので、そうたくさん人の人も置けないと思ひます。

従ひまして、大臣からもお話がございましたように、この第二会社の構想というものは、たとえば建設省あるいは公団の定年に達した者をそこへ持つて行つて、それで経営させる、こういうようなことからスタートしたものでございまして、私のたゞいまの構想としては、そういうことは考えておりません。

○参考人(坂間茂君) 私は、労働組合の健全な発達ということについては、いつも口をすっぱくして話しております。団交の際にも、私はもう時間の許す限り長時間にわたつて相当するし上げも食ひますが、よく話を聞き、私の及ぶ限りの希望も入れて、今日まで進んでいるつもりでございます。むしろむずかしいことを言つてくれる人の方が、私は頼もしいと思つておるのであります。そういう人を排除するというような考えは毛頭持つておりません。

○田中一君 最後に、団地の中の分譲される木造建築は許しておりません。もう一つ、いいですか。かりに許さないという方針をきめて、宅地を分譲した場合には、そういう条件というものはあり得ないということなんです。鉄筋を建てようが、バラックを建てようが、宅地を分譲してしまつて、使用の面にまでそれを、お前は鉄筋でなくちやならぬ、簡易耐火でなくちやならぬ、ということは言えないのです。その点は、どういふふうになっておりますか。

○参考人(坂間茂君) 宅地分譲をいたしました場合に、その宅地の分譲を受けた人が建設する住宅につきましては、不燃性のものを建ててもらうことが望ましいわけでありまして、現状において、その制限を付して分譲するということにはいたしておりません。分譲宅地には木造のものもありませんし、鉄筋コンクリートのものもありませんし、耐火構造のものも、簡易耐火構造のものもあるという現状でございます。○田中一君 大団地が統々と出現しておる場合に、分譲する地域は、おのず

から公園経営の居住者のための、居住地域への危険のないような形のものと考えられたと思うのです。この法律の建前は、どこまでも耐火建築の住宅を供給するんだということが建前になっております。しかし、隣接して木造の住宅が続々出てくるなどということになりますと、これまた問題なわけなんです。宅地を分譲するという業務もこれは入っております。一面、売却した宅地に何を建てようとする自由です。

しかしながら、この法の精神は、公園が建てる住宅というものは、不燃建築だということをうたっておるんです。ここに矛盾ありませんか。——一面、防火帯に耐火建築をさせるための補助金をやろうという今までの法律もあった。こういう思想がありながら、一万、二万という大きな集団となる団地に対して危険を生むような木造を許すということ、これはあり得ないのではないかと考え方を持ったわけなんです。しかしながら、分譲してしまつた土地に何を建てよう、これは自由です。これに矛盾を感じませんか。将来ともに危険はないのだというお考えを、もし御答弁なさるならば、私は、そこに公園の矛盾があると思うのですよ。

○参考人(渡江操一君) 宅地分譲地に建ちます建物の制限の問題でございしますが、それはお話の通り、公園住宅が不燃であり、宅地分譲地の建物が木造であるということは、相矛盾している点もあるかと思ひます。私どもの現在やり得る限度といたしましては、公園の所有地として公園の団地を造成するものは、できるだけ一區画にまとめまして、その団地内を公園の本建築を

もつて建設をしていくということによって、団地の不燃化の区画というものを明確にさせるという方法をとるものと、まず、公園の現在の与えられた権限としては、そこまですることと精一ぱいというふうに判断をいたしております。

分譲されて譲受人が建てる建造物についての、いわゆる建物についての不燃の指導なり、制限なりという問題は別個の問題として、これは都市計画な問題の処理として、これは処理されるべき問題ではないか。公園の宅地分譲の条件として、本建築する者でなければ宅地分譲はやらないというところまでいくのは、現在の宅地需要の状況から考えまして、いかかかという判断に立つておるわけでございます。

○田中一君 今の点は、建設大臣がお考えになりますか。これが別のもんだという考え方に立たないわけなんです。私どもは、もしも別の考えだというならば、もう、団地に接続する団地の分譲をおやめなさい、何も売らなくてもいい、また次に、翌年度、翌々年度に建てればいいんですよ。この点は、私は非常に矛盾があると思うのです。それで、そのために、現在の居住者の生活環境というものが脅かされないとは断定できないと思うのです。

その点は、どういう指導をしているのか伺つておきます。
○政府委員(神田治君) ただいま田中先生のお述べになりました御趣旨は、われわれとしても非常に賛成の御意見でございますが、ただいま、さような矛盾をなくするやうな何か法的に規制する方法はないかということ、いろ

いろ今検討中で、提案にはまだ至っておりませんけれども、宅地開発法におきまして、その中に建築規制をする、分譲をする場合に規制をかぶせて分譲をするという方法が可能かどうかというところを検討しているわけでございます。

ただいま、そういった新しい規制が、その後の土地の所有者の継承者にも継続して制限が適用されるというような法的の制限ができるかどうかという点につきまして、いろいろ検討しているわけでございますが、一つのやり方としましては、御承知のように建築基準法の六十九条でございますが、建築協定というものがございまして、「その区域内における建築物の敷地、位置、構造、形態、意匠又は建築設備に関する基準を協定することができ」ということとあるわけでございます。それで、さしあたりの問題といたしましては、まだ分譲の相手がきまつてないので、建築協定というのを公園の方で先に用意するわけにもいかぬわけでございます。けれども、一応建築協定の案を作つておいて、分譲を受ける人にできるだけ建築協定に加入するやうにせよ、勧奨するというやうなお世話をすれば、現行の制度でも若干できることは建築協定ができていくのではないかと、かように考えているわけでございます。

ただいま検討中の宅地開発法におきましても、建築協定の線をとるか、あるいはまた、都市計画決定としての法的の制限に置きかえるか、目下検討中でございますけれども、何らか、そういった意味の新しく開発されていく市街地につきまして、現在の基準法の一一般よりも、もう少し整然とした市街

地が形成されるやうに持つていきたい、かように考えているわけでございます。

○委員(橋本虎蔵君) 田中君、簡単に願ひます。

○田中一君 現行では、矛盾を感じるのとおりです。

○政府委員(神田治君) もっと前進したいという考えでございます。

○田中一君 それからもう一つ、これでおしまひです。各団地は、病院または診療所というものを必ず併置しなければならぬという考え方を持っておりますか。持つてゐるならば、それに対しては、建築してそれに貸すとか、分譲をするという方法をとっておりますか。

○参考人(渡江操一君) 必ずしも各団地に診療所を作るといふ建前にはなっておりません。理由は、これに接続している市街地の、いわゆる今申しましたやうな病院施設その他の配置状況と勘案いたしまして、どうしてもそこに診療所がなければ、附近には、そういう病院その他の医療施設がないという場合に限りまして用意する、作つていくことにしております。

それから、それを分譲をする、そういったやうなことは、現在のところ、今いった診療所についてはいたしておりません。宅地分譲に關連いたしまして、病院、医院を経営するやうな場合には、それに即応する宅地分譲をやるといふ方法は、これは別途考へております。

○田中一君 これは、この法律案にはあまり關係がないことを聞くけれども、実際にサービス機関を設けるといふことが、これが真のサービスでありまして、糞尿を処理するとか、汚物を処理

するということばかりでなく、こういうことこそ、ほんとうに集団生活に不可欠な配慮なのです。考へておられないというところは、どういふことなのでしょう、お考えなさいというのを言いたい。これは、建設省はどう考へますか。

○参考人(橋本虎蔵君) ただいま田中委員からのお話でございましたが、渡江参考人から申し上げました通り、大体団地を経営いたします場合には、周囲の事情によりまして、たとえばひばりヶ丘というやうなところだと、近所に田無の病院、町立の病院、相当大きいものでございます。これは、そこへ一足で行ける所でございますので、特別の診療所を設けない。かなり大きい団地でございしますが、そういう所もございします。

それから、大きな団地であつて、近所に診療機関のない場合には、診療所を設置してゐる。また相当の団地になりますと、店舗を設けますが、その店舗を設ける場合に、その一つを診療に従事する人に分譲し、あるいは賃貸する。たとえば横浜の近所にございします明神台という団地には、そういう施設を設けております。そのほか、最近作りました前原の団地には、東大の医学部の助教授の方々が巡回的に診療にあつた、こういうことで、大へんけっこうなことであるといふので、診療所として店舗を譲渡いたしまして、一人の先生はそこに住まうておられますが、かわりばんこに各科の助教授の方々が、そこに来られまして診療に当たります。これは一、二の例でございしますが、いろいろな方法、手段を講じまして、その居住者の不便のないやうにするやうに配慮をいたしております。

なお、このサービス機関において、診療所の設置ということも行く行くは考えるべきものであると思います。先般、田上委員からお話のごさいしました産院の設置というふうなもの、私は必要であると思っております。

ただ、何分にも初めてスタートいたしますこの機関は、資金の規模も非常に小さいものでございますから、そこまですぐ手が伸びませんが、これは考慮のうちに考えてやるのが適當であるというふうに考えております。

○田中一君 団地内に医者がいる。だけれど急患があつて、あそこは医者さんだから見てもらおうといつて、診療してもらいに行く。そして、医者だから金を置いていく。これは営業行為です。けれども、公団の入居の基準というものは、居住地でもって事業を営んではならないと言っている。

そうすると、その先生が、いつも親切に見てくれて、安い金でもってやってくれるんだから、あそこに先生がいるというところで、何かあるというところには飛んで行く。これは当然配慮しなければならぬことです。こういう第二会社を作つてどうする、こうするということよりも、もっと、最初の問題なんです。

そうすると、そのお医者さんは、毎日、毎月患者さんが三十人来る。大体五十人になった。これは、それじゃ許可を受けて、こゝでもって皆さんのために無医村におけるところのお医者さんと同じような人道的な気持をもつて始める。ところが、お前さんいけませんよ、それは、そこで診療所を開いてはいけません、違反になるから出て下さいということ

になるのですよ。人間の生活というものは、集団生活というものは、そういうものなんです。

そこで、私は今不可欠な条件だということを考えて、すべての人間の生活の中でもって、何か必要かと考えてみると、しゃくし定本などは言わないで、そういう施設を持ちなさい。これは、今度作る第二会社以前のものなんです。そういう施設を作らなければならぬ。建設大臣、そういう方向に向かって進ますべきが、この第二会社以前の問題なんです。これを、どうしようとするか。

最後に、もうこれだけでやめます。○國務大臣(中村梅吉君) まことに、ごもっともな、いろいろ御指摘でございまして、私どももいたしましては具体的にお答えしかねるのでありますが、十分一研究をいたしまして、できるだけ、団地の人たちが、しあわせを持てるように配慮していくことにしようとていきたいと思ひます。

ただいまのように、そこに住宅を持つていたお医者さんが、自然のうちに、皆さんが診療なり治療なりを依頼するようになりまして、その団地内において開業したいというふうな場合には、これは団地内に、そういうふうな施設を作つて分譲の道を講ずるとか、具体的に配慮する道があると思うのであります。つとめて現実に即したように、そして入居者がしあわせになれるように、制度上差しかねない範囲において努力をすべきものであると考えますので、そういう方向について、十分一注意をし、研究をしていきたいと思ひます。

○田中一君 そんなことを言うとなら、制度上差しかねないから、制度をお

変えなさい。人間の生活の中に、集団生活の中に、何か必要かということを考えて下さい。公団は、もう六年たつてゐるのです。ここには、これがどうしてもなければならぬというものがあつてはならないです。その場合には、制度を変えなさいよ。

○國務大臣(中村梅吉君) その点も、あわせて研究いたしまして、必要がございしたら立案をするようにはかりたいと思ひます。

○委員(長瀬清蔵君) ほかに御質疑ございせんか。——他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認め、これより本案の討論を行ないます。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○藤田進君 私は日本社会党を代表いたしまして、本案に対して付帯決議を付して賛成いたすものであります。かなり長時間、回数を重ねての調査、審議を進めましたが、今回の改正は大むね、大きくは三つの点にわたつてゐるようであります。

その第一の点、市街地における住宅建設に際して、事務所あるいは商店の併用一体化によつて、今後のこれらの都市の再開発を促進していききたいというふうな受け取れるのであります。この際、私どもは、もっと総合的に企画をせられて、そして都市開発、再構造変革をやつていただきたい。ことに最近ま見られる点は、きわめて市街地開発、高層化は部分的であり、かつ小規模のために、案外その効をなさな

いというふうなものも見受けられておるのであります。こういう点も、格段の留意を願つて、将来の大きな展望の上に、都市の再改革を進めていただ

きたい。また、これが実施にあつては、特に市街関係者の十分なる協力が得られるような方向において進めていただきたい。善良なる市民の諸段の自由権を不当に束縛しないということ、特に最近のいろいろな事例から、ここに指摘せざるを得ません。

第二の点は、今回住宅公団が、本来付帯事業としてあるいは兼業せられるべきと考えられる託児所あるいは倉庫その他のサービス事業の点であります。これを私どもも見ますに、現在の日本住宅公団自体が、お役所の通常を身につけていて、それ自体において、なかなかこういつたサービスの機能は十分發揮できない。あたかも建設省のような実施官庁といったような名前前で業務運営がなされてゐる点に問題があるかと思つてあります。むしろこういつたところから出発して、第二の会社というべき法人に対して、融資なり投資をしていこう、こういうことになつたかと思つてあります。

要するに、日本住宅公団の、もっとサービス公団としての実態を備えられ、こういう意味において、体質改善が必要ではなからうか、しかし緊急かつ必要に迫られてゐる当面の託児所あるいはその他のサービス施設、運営等についてはこの体質改善を待つというよりも、実情にそぐわない面もあつたので、私どもは付帯決議を付して、第二の会社法人に予定されてゐる業務の設立、機構、運営諸般について、強い意見を付帯決議として、皆さんの賛成を得て付したいと思つてあります。次に、その案文を朗読いたします。

日本住宅公団法の一部を改正する法律案に関する付帯決議(案)

本法法律第三十二條の二に規定する事業への投融資について、対象機関は居住者へのサービスがその根本主眼なるにみえ、居住者の意向をその運営に反映せしめるとともに、機構及び人事に關し慎重を期して、その経営が営利的とならないよう措置すること。

右決議する。

これにつきましては、特に説明を加える要もないと思ひますが、一点だけ加えますと、従来この種の子会社、第二会社は、往々にして、その人的構成において親会社というか、日本住宅公団との關係において、いわゆる姥捨山の目標が営利にあらずしてサービスに本体があるべきであるのに、その事業成績が非常にやかましくいわれるというところから、サービスを犠牲にして営利を中心と考えるということは、従来

の事例に徴しても明らかであります。その意味で業務運営につきましては、特に人的構成機構等におきまして、特段の御留意を願ひたいと思ひます。欠損とかあるいは利益等の処分にあたりまして、常に居住者の意向を反映しながら、サービス中心に居住環境を改善していくという点にしばつての御処理をお願い申し上げたいと思ひます。

以上、簡単にございしますが、決議を付し、かつ若干の要望をつけまして賛成の意見にかへる次第でございします。

○田上松衛君 私はこの際、民社党を代表いたしまして、今の藤田委員と同様付帯決議を付して、やむなく賛成するといふものであります。三十一條の改正については、市街地住宅に關する住宅公団のあるべき姿を法的な裏付けを

もって明確にしようとするものでござ
いますから、この観点に立つて、むしろ
満腹の賛意を表するわけであります。
問題は、三十二条の二であります。
大団地の住居者のサービスに関するも
ろもの施設、及び環境の維持、改善
に関する事業を実施する必要があると
いうことは、これは言うまでもないこ
とであります。従って、おそまきで
も、この点に手を打とうとされる点
は、むしろ居住者にかわって賛意と敬
意を表するにやぶさかでない、こう考
えるわけであります。

ただ、これらの業務を民間の営利会
社にゆだねようとするところに、大き
な不安と不満があるわけであります。
先日の公聴会におけるところの公述人
の意見に徴してみましても、第二会社
設置が最善、最良のものだとは少しも
思っていないことが明らかにされてお
るわけであります。すなわち学識経験
者の磯村東京立大学教授は、公団が、
それらのことを支援することが一
番望ましいのであるけれども、遺憾な
がら日本住宅公団の現状では心細いの
だ、ただ改善的に、やむなく会社を
認めざるを得ないという程度のもので
あります。さらにまた公団住宅自治会
協議会の代表の方々の意見も、多年の
要望が、ようやく実施されようとする
現段階では、もし第二会社案に反対の
声を少しでも上げてしまふならば、ま
たぞろお流れになりかねない、こうい
う懸念から、是非の論議は抜きにいた
しまして、一日も早く、少しでも要望を
達成したいという立場だけで、第二会
社式のものでも、やむを得ないという
のが間違いない意見であったと私は受
け取ったわけであります。こうした空

気を内蔵しながら出発するところの第
二会社の前途というものについては、
私は特段の危惧を抱かざるを得ない。
しかしまた、諸般のいろいろな現実
の事情を考えてみますと、結局、一日
も早く居住者の切望する施設等の実現
をはからなければならぬまい、こうい
うことに落ちつくのでありまして、せ
かく計画された案にやむなく賛成する
わけであります。しかし前置きいたし
ましたように、決して無条件ではあり
ません。今藤田委員が提案された、お
そらくこれは、全委員の御賛同を得る
であろうところのこの付帯決議を付し
て、かつ会社設立後、主務大臣であ
る建設大臣が、十分に直接あるいは間
接に指導監督等を厳にせられること及
び事業の内容について、さらに一段の
強化、完全な居住者の満足を満たすよ
うな施設をやらせるようにしていただ
きたい。

以上を申し上げまして、賛成をいた
します。
○小平芳吾 私も、この付帯決議を
付して本法案に賛成いたします。
ただいまの御意見で、ほとんど尽き
ているように思うのでありますが、第
一の商店、事務所等の「用に供する施
設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
を行なうこと。」を、公団の業務とし
て明定するという点であります。この
点は、大いに推進していただきたい。
それは都市計画の問題にしましても、
道路の問題にしましても、あるいは公
園その他住宅にずれにしましても、非
常な用地難でありますから、大いに、
げたばき住宅式のもので解決してい
く以外に方法がないと思ひます。この点
は、大いに賛成なんであります。

それから次のサービス会社の点です
が、この点も、この付帯決議の趣旨で、
その心配の点、各委員が審議の過程で
心配された点が、大部分尽きると思ひ
ますが、なお公団が、本来サービスと
してやるべきことを、第二会社式のも
のができたために、一々料金を払わな
ければならぬとか、あるいは今まで
公団が当然やらなければならぬこと
を、今後はちよつとサボつても目につ
かないとかいうような運営の不備がな
いように、十分留意してやっていただ
きたいと思ひます。
以上であります。

○松野孝一 私は、自由民主党を代
表しまして、本案に対して、ただいま
藤田委員から述べられました付帯決議
を付して、賛成するものであります。
本案の審議にあたって最も問題とな
った点は、第三十二条の二でありま
すが、これは、公団住宅の入居者の
サービス機関に投資するという問題で
ありますが、これを作ることは、最も
必要であり、また参考人の意見を徴し
た際にも明らかなごとく、非常に入居
者は要望しているものであります。ぜ
ひとも急速にこれを進めなければいかぬ
問題だと、われわれは考えるのであり
ますが、ただ付帯決議の趣旨にも盛ら
れている通り、機構の問題です。機構
の問題につきまして、いろいろお話し
もありましたけれども、私は、このサービ
ス機関であるという趣旨にかんがみ
て、地区別に作るという点、あまり小
さきにわたらず大きにも失せずとい
うような機構を作つて、サービス本位に
その機構を考えていくという点につ
いて、特に御考慮を願ひたいと思ひ
ます。

また当局の説明によりますれば、こ
の付帯決議に直接書いているわけじゃ
ありませんけれども、三十六年度は、
東京地区についてのみ考へていよう
でありますけれども、おそらく大団地
は、どこの団地も非常に同じような要
望を持っているというふうに思ひま
す。いろいろ財政その点もありま
しょうけれども、急速に全面的にこれ
を作つて、サービスの要望にこたえ
るように、特に要望いたして、私の賛成
討論を終わります。

○委員長(稲浦鹿蔵君) ほかに御発言
もなければ、討論は終結したものと認
め、これより本案の採決を行ない
ます。
日本住宅公団法の一部を改正する法
律案全部を問題に供します。
本案を、原案通り可決することに賛
成の方は挙手を願ひます。

(賛成者挙手)
○委員長(稲浦鹿蔵君) 全会一致であ
ります。

よつて本案は、全会一致をもって可
決すべきものと決定いたしました。
次に、討論中に述べられました藤田
君提出の付帯決議を問題といたし
ます。

藤田君提出の付帯決議案を、住宅公
団法の一部を改正する法律案につ
いて、本委員会の決議とすることに賛成
の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)
○委員長(稲浦鹿蔵君) 全会一致であ
ります。

よつて藤田君提出の付帯決議案は、
本委員会の決議とすることに決定いた
しました。
なお、本案の審議報告書につきまし

ては、委員長に御一任願ひます。
それでは次に、付帯決議につきまし
て、建設大臣及び住宅公団総裁から御
所信をお願いいたします。

○国務大臣(中村梅吉君) 本改正法律
の実施にあたりましては、付帯決議の
御趣旨の点を十分尊重をいたしまし
て、御趣旨に沿うように、万遺憾なきを
期して運用して参りたいと思ひます。

○参考人(林間茂君) 本案が成立いた
しまして、実施にあたりましては、た
だいま御決定になりました付帯決議の
御趣旨を十分体しまして、なお建設大
臣の監督御指導の方針に準拠しまし
て、御決議の趣旨を十分徹底いたしま
して、一意居住者の利便の施設の拡充
に努めたいと思ひます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) ありがとうございます。
○委員長(稲浦鹿蔵君) 次に、防災建
築街区造成法案を議題といたします。
まず提案理由の説明を願ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) ただいま議
題になりました防災建築街区造成法案
につきまして、提案理由及びその要旨
を御説明申し上げます。

御承知の通り、都市における耐火建
築物の建築を促進するため、昭和二十七
年に耐火建築促進法が制定され、都市
の枢要地帯において防火建築帯を造成
して、今日に至つていのであります。

しかしながら、最近における都市災
害の発生状況と社会情勢を見ますと
き、新たな見地からさらに対策を構
じ、都市の防災化を強力に推進する必
要が痛感されるのであります。

このような情勢にかんがみ、政府と
いたしましては、従来の方策を拡充強

化する」とし、地方公共団体、防災建築街区造成組合等により、防火地域等の特定の街区における防災建築物の整備を促進することにより、都市における災害の防止をはかり、あわせて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、耐火建築促進法を廃止して、新たに防災建築街区造成法案として提案する運びとなつたものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、建設大臣は、防火地域及び都市計画区域内の建築基準法の規定による災害危険区域内にある土地について、防災建築物及びその敷地を整備すべき街区を防災建築街区として指定することができる」とし、特に津波、高潮、出水による災害に対処するためにも、防災建築街区を造成することができるといたしました。

第二に、従来の带状の防火建築帯を面的な防災建築街区に改めることとし、防災建築街区は、都市の枢要地帯において、災害を効果的に防止することを考慮して系統的に配置されるように指定しなければならないことといたしました。

第三に、防災建築街区において、防災建築物を建築しようとする者の共同の利益となる事業を行なつて、防災建築物建築の促進をはかるため、防災建築街区造成組合の設立等に関する規定を設けるとともに、都道府県知事または市町村長による組合への加入の勧告、都道府県知事、市町村長または組合による権利関係の調整、組合による建築協定のあつせんができることとした

しました。

第四に、国は、都道府県または市町村が、防災建築物を建築する者に対して補助金を交付する場合またはみずから防災建築物を建築する場合には、その費用の一部を補助することができる」といたしました。

以上のほか、都道府県または市町村長が、みずから防災建築街区造成事業を施行することができる」といひ、そのための所要規定を整備いたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 本案の質疑は、次回以降に譲ります。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 次に、公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案を議題といたします。本日は、前回に引き続きまして、提出資料について説明を聴取することにいたします。速記をとめて。

午後零時四十九分速記中止

午後一時三十分速記開始

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十一分散会

三月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地代家賃統制令一部改正法案廃案に関する請願(第六六五号)

第六六五号 昭和三十六年二月二

十日受理

地代家賃統制令一部改正法案廃案に関する請願

請願者 東京都千代田区富士見町一ノ四 石巻殿

紹介議員 大谷藤之助君 安井謙君

建設省案として地代、家賃の統制撤廃法律案が提出されることであるが、この案に対して、(一)地主・家主は統制令のある現在でもなんらかの方法によつて利得しており生活困難な者がいないのに、統制令が撤廃されると弱い借地・借家人を搾取することが明らかであること、(二)現在の借地・借家人はその土地・家賃を賃金力のないままに気の毒な人達であつて、統制を撤廃することは、これらの人達を死地に追いやること、(三)暴騰をつづけて国民生活に脅威を与えている土地に対してなんらの処置をとらず、これに拍車をかけるような統制解除の真意がわからないこと、(四)一部の地主、家主の資産階級の者を擁護して、多数のまじめな借地・借家人を苦しめるような政治はあり得ない等の理由により本案を廃案とせられたいとの請願。

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、防災建築街区造成法案

防災建築街区造成法案

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 防災建築街区造成組合

第一節 通則(第四条―第八条)

第二節 事業(第九条)

第三節 組合員(第十条―第十六条)

第四節 設立(第十七条―第二十三条)

第五節 管理(第二十四条―第四十三条)

第六節 監督(第四十四条―第四十六条)

第七節 解散及び清算(第四十七条―第五十条)

第八節 補則(第五十一条―第五十三条)

第三章 地方公共団体が施行する防災建築街区造成事業(第五十四条―第五十五条)

第四章 国及び地方公共団体の援助(第五十六条―第五十九条)

第五章 雑則(第六十条―第六十一条)

第六章 罰則(第六十二条―第六十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、防災建築街区における防災建築物及びその敷地の整備について必要な事項を規定することにより、都市における災害の防止を図り、あわせて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 火災又は津波、高潮若

しくは出水による災害をいう。

二 防災建築物 災害の防止上有効な性能を有する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物(以下「耐火建築物」という)及びその附帯施設で政令で定めるものをいう。

三 防災建築街区 次条第一項の規定により指定された街区をいう。

四 借地権 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。

五 借家権 建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。

(防災建築街区)

第三条 建設大臣は、関係市町村の申出に基づき、建築基準法第三十九條第一項の災害危険区域内で都市計画法(大正八法律第三十六号)第二条に規定する都市計画区域内にある土地又は建築基準法第六十條第一項の防災地域内にある土地について、防火建築物及びその敷地を整備すべき街区を防災建築街区として指定することができる。この場合においては、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。

2 防災建築街区は、都市の枢要地帯において、災害を効果的に防止することを考慮して、系統的に配置されるように、指定しなければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定により防災建築街区を指定したときは、遅滞なく、これを官報で告示しなければならない。

第二章 防災建築街区造成組合

第一節 通則

(目的)

第四条 防災建築街区造成組合（以下「組合」という。）は、防災建築街区において防災建築物を建築しようとする者の共同の利益となる事業を行なうことにより、防災建築街区における適正な防災建築物の建築を促進し、土地の合理的利用と環境の整備改善を図ることを目的とする。

(人格)

第五条 組合は、法人とする。

(名称)

第六条 組合は、その名称中に「防災建築街区造成組合」という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、防災建築街区造成組合という名称を用いてはならない。

(登記)

第七条 組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(民法の準用)

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項及び第五十条の規定は、組合について準用する。

第二節 事業

(事業の範囲)

第九条 組合は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。

一 防災建築物の敷地、位置、構造、形態、意匠又は建築設備（建築基準法第二十三条第三号に規定する建築設備という。）に関する基準を作成し、その他防災建築物の建築に関し組合員に対して助言し、又は指導すること。

二 組合員の委託を受けて、防災建築物の建築及びその敷地の整備に関し組合員が行なうべき事務を処理すること。

三 組合員のために、防災建築物の建築及びその敷地の整備に要する資金の借入れをあつせんし、又はその借入れについての保証をあつせんすること。

四 組合員の共同の利便に供する施設を建設すること。

五 前各号の事業に附帯する事業は、必要があるときは、防災建築物の敷地の取得及び整備、防災建築物の建築並びに防災建築物及びその敷地の組合員に対する譲渡その他組合の目的を達成するため必要な事業を行なうことができる。

第三節 組合員

(資格)

第十条 組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において土地の所有権又は借地権を有する者及び定款で定めるその他の者とする。（出資及び組合員の責任）

第十一条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資させることができる。

2 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

3 組合財産によつて組合の債務を完済することができないときは、組合に出資した各組合員は、その出資額に應ずる割合により、これを弁済する責に任ずる。この場合においては、民法第六百七十五条の規定を準用する。

(議決権及び選挙権)

第十二条 組合員は、定款に別段の定がある場合を除き、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。

(経費)

第十三条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(過怠金)

第十四条 組合は、定款で定めるところにより、出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員に対して、過怠金を課することができる。

(法定脱退)

第十五条 組合員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすること

ができる。この場合において、組合は、その総会の会日の七日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、その者又は代理人が総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

二 その他定款で定める理由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(組合員の地位の承継)

第十六条 前条第一項第一号又は第二号の規定により組合員が脱退したときは、当該組合員の第十条に規定する権利を承継した者は、定款で定めるところにより、当該組合員の地位を承継することができる。

第四節 設立

(発起人)

第十七条 組合を設立するには、その組合員にならうとする五人以上の者が発起人とならなければならない。

(創立総会)

第十八条 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作成し、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の少なくとも二週間前までに、組合員たる資格を有する者のすべての者に対し

て周知させることができるように行なわなければならない。

3 発起人が作成した定款、事業計画及び収支予算の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができ。ただし、地区及び組合員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し創立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

6 第十二条、第四十一条第三項及び第四項並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条第三項及び第五項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条の規定は、創立総会について準用する。

この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「防災建築街区造成法第十八条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三條」とあるのは「防災建築街区造成法第十八条第五項」と読み替えるものとする。

(設立の認可)

第十九条 発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに建設省令で定める事項を記載した書面を添附し、市町村長を経由して、建設大臣に設立の認可を申請しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類の提出があつたときは、すみやかに、その意見をつけて、これを建設大臣に送付しなければならない。

3 建設大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二 組合又は組合員が建築しようとする建築物及びその敷地が、当該防災建築街区における災害を効果的に防止するものであり、かつ、土地の合理的利用及び環境の整備改善を図ることを考慮したものであること。

三 事業を行なうために必要な経済的基礎その他その目的を達成するため必要な能力が充分であること。

(認可又は不認可の通知)

第二十条 建設大臣は、前条第一項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、その旨を当該発起人に通知しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により不認可の通知をするときは、この

理由をあわせて通知しなければならない。

(事務の引渡し)

第二十一条 発起人は、設立の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(成立の時期)

第二十二条 組合は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第二十三条 商法第四百二十八条の規定は、組合の設立について準用する。この場合において、同条第一項中「二年」とあるのは、「六月」と読み替へるものとする。

第五節 管理

(定款)
第二十四条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事業
 - 四 地区
 - 五 事務所の所在地
 - 六 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する事項
 - 七 経費の分担に関する事項
 - 八 役員に関する事項
 - 九 総会に関する事項
 - 十 経理に関する事項
 - 十一 事業年度
 - 十二 公告の方法
- 2 組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因となる事実を定めたときは、その時期又は原因となる事

実を記載しなければならない。

(規約)

第二十五条 組合の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

(役員)

第二十六条 組合に、役員として理事三人以上及び監事一人以上を置く。

2 役員は、組合員又は組合員である法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員とならうとする者又は組合員とならうとする法人の役員でなければならない。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

(役員の変更の届出)

第二十七条 組合は、役員に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

(役員の任期)

第二十八条 役員の任期は、二年以内において、定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は一年をこえてはならない。

3 役員は、再任されることができ

(役員の仕事)

第二十九条 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に對

し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

(役員の仕事禁止)

第三十条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第三十一条 組合と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合には、監事が組合を代表する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)
第三十二条 理事は、定款、規約、総会の議事録及び建設省令で定める事項を記載した組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員又は組合の債権者は、いつでも前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)
第三十三条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。その承認を求めなければならない。前条第二項の規定は、第一項の書類について準用する。

(会計帳簿等の閲覧)

第三十四条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(民法及び商法の準用)

第三十五条 民法第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定は理事について、同法第五十九条の規定は監事について、商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二及び第二百五十八条第一項の規定は役員について準用する。

(総会の招集)

第三十六条 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三十七条 理事は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から三週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

第三十八条 理事の職務を行なう者がいないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会招集の手続)

第三十九條 總會招集の通知は、少

なくとも会日の一週間前までに、
會議の目的たる事項、日時及び場
所を示し、定款で定める方法に従
つてしなければならない。

(總會の議決事項等)

第四十條 次に掲げる事項は、總會
の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 毎事業年度の事業計画及び収
支予算の決定又は変更

四 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、建設省令で定め
るところにより、建設大臣の認可
を受けなければならない、その効力を生じ
ない。

3 第十九條第三項及び第二十條の
規定は、前項の認可について準用
する。

(總會の議事等)

第四十一條 總會は、総組合員の半
数以上の出席がなければ、議事を
開き、議決をすることができない。

2 總會の議事は、この法律又は定
款に特別の定めのある場合を除い
て、出席者の議決権の過半数で決
し、可否同数のときは、議長の決
するところによる。

3 議長は、總會において選任する。

4 議長は、組合員として總會の議
決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)

第四十二條 次の事項は、出席者の
議決権の三分の二以上の多数によ
る議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散

三 組合員の除名

(民法及び商法の準用)

第四十三條 民法第六十四條並びに
商法第二百三十九條第三項及び第
五項、第二百四十條第二項、第二
百四十三條、第二百四十四條、第
二百四十七條から第二百五十條ま
で、第二百五十二條並びに第二百
五十三條の規定は、總會について
準用する。この場合において、民
法第六十四條中「第六十二條」とあ
り、又は商法第二百四十三條中
「第二百三十二條」とあるのは「防
災建築街区造成法第三十九條」と
同法第二百四十七條第一項中「第
三百四十三條」とあるのは「防災建
築街区造成法第四十二條」と読み
替へるものとする。

第六節 監督

第四十四條 組合は、設立の登記を
したときは、その日から二週間以
内に、その旨を建設大臣に届け出
なければならない。主たる事務所
を移転したときも、同様とする。

2 組合は、毎事業年度、通常總會
の終了の日から一月以内に、財産
目録、貸借対照表、事業報告書及
び収支決算書を建設大臣に提出し
なければならない。

(報告及び検査)

第四十五條 建設大臣は、この法律
の適正かつ円滑な実施を確保する
ため必要があると認めるときは、
組合に対して、その業務に関し報
告をさせ、又はその職員に、組合
の事務所に立ち入り、帳簿、書類
その他の必要な物件を検査させる
ことができる。

2 前項の規定により立入検査をす

る職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。

3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解してはならない。

(警告等)

第四十六條 建設大臣は、組合の運
営がこの法律若しくはこの法律に
基づく命令若しくは定款に違反
し、又は著しく不当であると認め
るときは、その組合に対して警告
を発し、それによつてもなお改善
されないと認めるときは、次の各
号の一に掲げる処分をすることが
できる。

一 業務の一部の停止

二 設立の認可の取消し

2 建設大臣は、前項に規定する処
分をする場合には、関係市町村長
の意見をきかなければならない。

第七節 解散及び清算

第四十七條 組合は、次の場合に
は、解散する。

一 總會において解散の議決をし
た場合

二 破産した場合

三 定款で定める存立時期が満了
した場合

四 定款で定める解散の原因とな
る事実が発生した場合

五 設立の認可を取り消された場
合

2 解散の決議は、建設省令で定め
るところにより、建設大臣の認可
を受けなければならない、その効力を生じ
ない。

3 第二十條の規定は、前項の認可

について準用する。

(清算事務)

第四十八條 清算人は、就職の後、
遅滞なく、組合の財産の状況を調
査し、財産目録及び貸借対照表を
作成し、財産処分の方法を定め、
これを總會に提出してその承認を
求めなければならない。

第四十九條 清算事務が終了したと
きは、清算人は、遅滞なく、決算
報告書を作成し、これを總會に提
出してその承認を求めなければな
らない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十條 民法第七十三條から第七
十六條まで及び第七十八條から第
八十三條まで並びに非訟事件手続
法(明治三十一年法律第十四号)第
三十五條第二項、第三十六條、第
三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二
十五條第二項及び第三項、第三百三
十六條、第三百三十七條前段、第三百
三十八條並びに第三百三十八條ノ三の
規定は、組合の解散及び清算につ
いて準用する。

第八節 補則

(組合への加入の勧告等)

第五十一條 都道府県知事又は市町
村長は、組合の申請があつた場合
において、災害を効果的に防止
し、かつ、土地の合理的利用を図
るため必要があると認めるとき
は、組合員たる資格を有する者に
対して組合への加入を勧告するこ
とができる。

2 都道府県知事、市町村長又は組
合は、組合の地区内の土地又は建
物について権利を有する者の間に
紛争があるため組合に加入するこ

とができない者があるときは、当時
者の間の権利関係の調整について
あつせんを行なうことができる。

(建築協定のあつせん)

第五十二條 組合は、土地の所有者
及び借地権者が建築基準法第六十
九條に規定する建築物に関する協
定をすることをあつせんすること
ができる。

(不服の申立て等)

第五十三條 この章の規定による建
設大臣の処分(第六十條の規定に
より建設大臣の権限の一部が都道
府県知事に委任された場合には、
当該都道府県知事の処分)に不服
のある者は、その処分があつた日
から三十日以内に建設大臣に対
して不服の申立てをすることができ
る。

2 前項の規定による不服の申立て
があつたときは、建設大臣は、そ
の不服の申立てを受理した日から
三十日以内に文書をもつて決定し
なければならない。

3 訴願法(明治二十三年法律第百
五号)第十二條の規定は、第一項
の規定による不服の申立てにつ
いて準用する。

第三章 地方公共団体が施行
する防災建築街区造
成事業

(地方公共団体が施行する防災建
築街区造成事業)

第五十四條 都道府県又は市町村
は、みずから必要な権利を取得
し、又は関係権利者の委託を受け
て、防災建築街区造成事業(防災
建築街区において行なう防災建築
物及びその敷地の整備に関する事

業並びにこれに附帯する事業をいう。以下同じ。を施行することができる。

第五十五条 都道府県又は市町村が、防災建築物街区内の地上階数三以上の耐火建築物を建築する者がない部分（現に地上階数二以下の耐火建築物がある部分で、防災建築物街区における防災の効果を著しく害するおそれがないと認められた部分を除く。）で次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域につき、当該区域内の土地の所有者、その土地について借地権を有する者（その者がさらに借地権を設定しているときは、その借地権の設定を受けた者）及びその土地にある建築物について借家権を有する者（その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）の総数の三分の二以上の申出に基づいて施行する防災建築物街区造成事業については、公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第 号。以下「市街地改造法」という。）第二章（第十七条第二項及び第五節を除く。）、第三章（第六十四条から第六十七条までを除く。）及び附則第二項の規定を適用する。この場合において、同法第十三条第一項中「都市計画事業として決定された」とあるのは、「事業計画の認可を受けた旨の公告があつた」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

一 当該区域内に建築基準法第三十九条第二項の規定に基づく条

例の規定又は同法第六十一条の規定に適合しない建築物が当該区域内にある建築物の合計戸数の四分の三以上あり、かつ、これらの建築物が密集しているため災害の発生のおそれ著しいこと。

二 当該区域内にあるもつぱら居住の用に供する建築物の建築面積が当該区域内にある建築物の建築面積の合計の四分の一以下であること。

三 当該区域内における防災建築物街区造成事業の完成が、当該都市における災害の防止及び都市機能の向上に著しく貢献するものであること。

建設大臣は、前項の規定により準用する市街地改造法第十八条の規定により事業計画又はその変更について認可する場合においては、あらかじめ、都市計画審議会の意見をきかなければならない。

第四章 国及び地方公共団体の援助

（地方公共団体の補助）

第五十六条 都道府県又は市町村は、防災建築物街区において防災建築物の建築を行なう者に対して、これに要する経費の一部を補助することができる。

（国の補助）

第五十七条 国は、都道府県又は市町村が前条の規定により補助金を交付し、又はみずから防災建築物街区において防災建築物を建築する場合に、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することが

できる。

（技術的援助の請求）

第五十八条 防災建築物街区において防災建築物を建築しようとする者又は防災建築物街区造成組合は都道府県知事及び市町村長に対し、市町村は建設大臣及び都道府県知事に対し、都道府県は建設大臣に対し、防災建築物の建築又はその敷地の整備のため、それぞれ防災建築物の建築又はその敷地の整備に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（固定資産税の軽減）

第五十九条 第五十六条の規定による補助に係る防災建築物に対して課する固定資産税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六十二条第二項の規定の適用があるものとする。

第五章 雑則

（権限の委任）

第六十条 この法律（第五十五条第一項において準用する市街地改造法を含む。以下同じ。）又はこの法律に基づく政令の規定により建設大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

（政令への委任）

第六十一条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

（罰則）

第六十二条 次の各号の一に該当す

る者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第七条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第八条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行なつた者

三 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十三条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十一条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者

三 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十五条の規定による命令に違反して、建築物、工作物その他の物件を移転せず、又は所有者に引き渡さなかつた者

第六十四条 第四十五条第一項の規

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした組合の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者は罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十六条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした組合の發起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき

二 第十八条第六項、第二十三条若しくは第四十三条において準用する商法の規定又は第五十条において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき

三 第二十七条又は第四十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

四 第三十二条、第三十三条又は第三十四条後段の規定に違反したとき

五 第四十条第二項又は第四十七条第二項の規定による認可の申請の際提出すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき

六 第四十四条第二項の規定による書類を同項に規定する期間内に提出しなかつたとき

七 定款、財産目録、貸借対照表、

事業報告書、収支決算書又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
第六十七条 第六條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(名称の使用制限に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に防災建築街区造成組合という名称を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、第六條第二項の規定は適用しない。
(耐火建築促進法の廃止)

3 耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)は、廃止する。
4 旧耐火建築促進法(以下「旧法」という)第五条、第六條又は第十一條の規定によつてした補助及びその補助に係る耐火建築物に関しては、なお従前の例による。旧法第六條の規定による国の補助金で財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四條の三第一項の規定により昭和三十六年度に繰り越された歳出予算の経費に係るもの及びその補助に係る耐火建築物についても、同様とする。

5 この法律の施行前一年以内に制定された旧法第七條第二項の政令により定められた区域内における耐火建築物の建築に関しては、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の例による。
(登録税法の一部改正)

6 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九條第二十一号ノ二中「市街地改造事業」の下に「又ハ防災建築街区造成法第五十五條第一項ノ規定ニ依ル防災建築街区造成事業」を加える。

7 (建設省設置法の一部改正)
建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第二十二号の二中「耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)」を「防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第

号)」に改める。
(住宅金融公庫法の一部改正)
住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第十七條第八項を次のように改める。

8 公庫は、第一條第三項に掲げる目的を達成するため、相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物を建設する者又は防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第

号)第二條第三号に規定する防災建築街区区内において相当の住宅部分を有する同條第二号に規定する防災建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けの業務を行なう。

第二十一條の三第三項第四号中「他人」の下に「(防災建築街区造成法による防災建築街区造成組合が貸付けを受けた場合にお

いては、当該組合の組合員を除く。)」を加える。
9 住宅金融公庫は、昭和三十七年三月三十一日までは、前項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七條第八項の規定の例により、この法律の施行の際現に指定されている耐火建築帯の区域内において建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けをすることが出来る。

10 附則第八項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七條第八項の規定(前項の規定によりその例による場合を含む。以下附則第十二項において同じ)により耐火建築帯の区域内において建築物を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けに關しては、なお従前の例による。
(地方税法の一部改正)

11 地方税法の一部を次のように改正する。
第七十三條の六第二項中「又は耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)第十五條の規定によつて耐火建築物の一部の所有権をもつて損失を補償された場合」及び「又は当該耐火建築物の一部の取得」を削る。

第七十三條の十四中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同條第七項中「第三十一條第一項」の下に「(防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第

号)第五十五條第一項において準用する場合を含む。)」を、「第四十一條第一項」の下に「(防災建築街区造成法第五十五條

第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同條中同項を第六項とし、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加え、第九項を削る。
8 住宅金融公庫法第十七條第八項の規定により資金の貸付けを受けて防災建築街区造成法第三條の規定に基づき指定された防災建築街区の区域内に防災建築物(同法第二條第二号に規定する耐火建築物をいう。以下本条及び第七十三條の二十七の三において同じ)である家屋を新築した場合における当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、住宅金融公庫法第二十條第七項の規定により住宅金融公庫の定めるところによつて算出した防災建築物と木造の建築物との單位面積当りの標準建設費の差額に政令で定める率を乗じて得た額に当該家屋の床面積の合計を乗じた額を価格から控除するものとする。

第七十三條の二十七の二の次に次の一條を加える。
(防災建築街区造成組合の取得に對して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三條の二十七の三 道府県は、防災建築街区造成組合(以下本条において「組合」という)が、防災建築街区造成法第九條第二項の規定に基づき防災建築物の敷地を取得し、又は防災建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から六月

以内に当該組合の組合員に当該不動産を譲渡したときは、当該組合による当該不動産の取得に對する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 前條第二項から第五項までの規定は、組合が防災建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同條第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは、「当該組合」と読み替へるものとする。

12 旧法第五條又は第十一條の規定に基づく補助金の交付を受けて家屋を新築し、又は増築した場合及び附則第八項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七條第八項の規定により資金の貸付けを受けて耐火建築帯の区域内に家屋を新築した場合における不動産取得税の課税標準の算定については、なお従前の例による。
(租税特別措置法の一部改正)

13 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 その他の特例 第四十一條の七」を「第六節 その他の特例(第四十一條の七・第四十一條の八)」に改める。
第三十一條第一項第一号中「以下次条」を「(防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第

号)第五十五條第一項において準用する場合を含むものとし、以下次条」

一七

第十三部 建設委員会會議録第十一号 昭和三十六年三月九日【参議院】

に改める。

第三十二条第一項第三号中「市街地改造事業」の下に「又は防災建築街区造成事業」を加える。

第二章第六節第四十一条の七の次に次の一条を加える。

(防災建築補助金の総収入金額不算入)

第四十一条の八 個人が、防災建築街区造成法第五十六条の規定により地方公共団体から同法第二条第二号に規定する防災建築物で当該個人の事業の用に供さないものの新築に要する費用に充てたため交付を受けた補助金を、当該補助金の交付の目的に従つて、当該建築物の新築の費用に充てた場合には、当該費用に充てた補助金の金額は、政令で定めるところにより、当該個人の当該補助金の交付を受けた年分の所得の計算上、所得税法第九条第一項に規定する総収入金額に算入しない。

2 前項の防災建築物の新築の費用に充てたため交付を受けた補助金につき同項の規定の適用を受けた場合には、当該防災建築物の取得価額については、同項の規定の適用を受けた補助金に相当する金額の取得価額がないものとみなす。

3 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定の適用を受けようとする旨並びに交付を受けた補助金の金額、その建築の費用に充てた補助金の額、その取得した資産の取得価額及びその取得した資産に関する事項の記

載がない場合には、適用しない。
第六十五条第一項第三号中「市街地改造事業」の下に「又は防災建築街区造成事業」を加える。

昭和三十六年三月十五日印刷

昭和三十六年三月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局